# 定款

(令和5年3月2日改正)

株式会社オリエントコーポレーション

## 株式会社オリエントコーポレーション定款

#### 第1章総則

## (商 号)

**第1条** 当会社は株式会社オリエントコーポレーションと称し、英文では Orient Corporation と表示する。

## (目 的)

- 第2条 当会社は下記の事業を営むことを目的とする。
  - 1. 信用購入あっせん業務
  - 2. クレジットカード番号等取扱契約締結業務
  - 3. 割賦債権買取業務
  - 4. 金銭貸付業務
  - 5. 集金代行業務
  - 6. 保証業務
  - 7. 信用調査業務
  - 8. 計算事務代行業務
  - 9. リース及びリースの代行業務
  - 10. 売掛債権、手形、電子記録債権の買取及び総合管理業務
  - 11. 前号に関連する融資及び保証業務
  - 12. 売掛債権、手形及び電子記録債権の記帳事務代行業務
  - 13. 有価証券の売買、運用並びに管理
  - 14. 抵当証券業務
  - 15. ゴルフ、スポーツクラブ、リゾートクラブ等の各種会員権、前払式支 払手段、割引優待券、航空券、乗車船券、コンサートその他の興行チ ケットの売買、斡旋及び管理業務
  - 16. 自動車、船舶、航空機、建設機械、工作機器、光学機器、医療機器、 厨房・空調機器等住宅設備機器、衣料用繊維製品、履物類、皮革製品、 時計貴金属、美術工芸品、家庭用電気製品、家具、銃刀砲、酒類、医

- 薬品、化粧品、スポーツ用衣服・器具類、書籍、什器備品の製造、加工、販売、賃貸、管理及び輸出入並びにその斡旋
- 17. 古物、業務用電気製品の販売、賃貸及び煙草、食料品、日用品雑貨の 販売、管理及び輸出入並びにその斡旋
- 18. 観光事業並びに旅行業法に基く旅行業
- 19. 土地建物の調査、鑑定、売買、賃貸、管理並びにその斡旋
- 20. 土地造成、建設工事の企画、施工、請負及び資材の販売並びにその斡旋
- 21. 生命保険、損害保険及び自動車損害賠償保障法に基く保険代理業務
- 22. 金融商品仲介業
- 23. 資金移動業
- 24. 社会教育研修、学習塾その他の教育施設の経営、教材の販売
- 25. 印刷、出版、翻訳、通訳に関する業務並びに広告代理業
- 26. 情報の収集処理及び販売
- 27. 経済動向、消費動向、技術動向の調査分析受託業務
- 28. 経営コンサルタント業務
- 29. 医療施設、スポーツ・遊戯・リゾート施設、飲食店及び旅館の経営並びにその斡旋
- 30. 普通倉庫業並びに陸上、海上、航空運送業及びその取次、斡旋
- 31. 労働者派遣業
- 32. 美・理容業、結婚式場、パーティ、会議場等の催事施設、ガソリンス タンド、駐車場、スーパーマーケット、コンビニエンスストアの経営
- 33. 家庭用電子機器、コンピューター・オフィスオートメーション機器等業務用電子機器、情報通信機器とシステムソフトウェアの開発、運用、販売及び管理並びにその斡旋
- 34. 水産物、農産物、畜産物の加工、販売及び輸出入並びにその斡旋
- 35. 鉱物及び岩石の採取、精製、加工、販売及び輸出入並びにその斡旋
- 36. 演劇、演芸、映画、音楽、スポーツその他の催事の企画、運営及び管理並びにその斡旋

- 37. 映画・テレビ・ラジオ・ビデオ番組の企画、制作、配給及び販売並び にその斡旋
- 38. 芸能人のマネジメント、プロダクション及びファンクラブの運営
- 39. 工業所有権、著作権等の財産権の取得、保全、管理及び売買並びにその斡旋
- 40. 前各号に附帯する一切の業務

#### (本店の所在地)

第3条 当会社は本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
  - (1) 取締役会
  - (2) 監査等委員会
  - (3) 会計監査人

## (公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

#### 第2章 株 式

#### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、182,500,000株とする。

#### (自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって 同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

## (単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

## (単元未満株式についての権利)

- **第9条** 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外 の権利を行使することができない。
  - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
  - (4) 次条に定める請求をする権利

## (単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

## (株主名簿管理人)

- 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
  - 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。
  - 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名 簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、 当会社においては取扱わない。

#### (株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱い及び株主の権利の行使に関する手続きは、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。

## 第3章 株 主 総 会

## (定時株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は毎年4月1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

## (招集地)

第14条 株主総会は、本店所在地又はその隣接地において招集する。

#### (定時株主総会の基準日)

第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

#### (招集権者及び議長)

- 第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
  - 2. 取締役社長に事故があるとき又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (電子提供措置等)

- 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報 について、電子提供措置をとるものとする。
  - 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## (決議の方法)

- 第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席 した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
  - 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

## (議決権の代理行使)

- 第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
  - 2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

#### (員 数)

- 第20条 当会社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、10名以内とする。
  - 2. 当会社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。

#### (選任方法)

- 第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株 主総会で選任する。
  - 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分 の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  - 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

## (任期)

- 第22条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 3. 増員又は任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である者を除く。) の補欠として選任された取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、 在任取締役(監査等委員である者を除く。)の任期の満了する時までとする。
  - 4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された 監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任 期の満了する時までとする。

## (代表取締役及び役付取締役)

- 第23条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である者を除く。)の 中から代表取締役を選定する。
  - 2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である者を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長各若干名を選定することができる。

## (取締役会の招集権者及び議長)

- 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
  - 2. 取締役社長に事故があるとき又は欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

## (取締役会の招集通知)

- 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但 し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
  - 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催 することができる。

#### (重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

#### (取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### (取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

#### (執行役員及び顧問)

第29条 取締役会の決議により執行役員及び顧問を置くことができる。

#### (報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産 上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、 株主総会の決議によって定める。

## (取締役の責任免除)

- 第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる 取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度にお いて、取締役会の決議によって免除することができる。
  - 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

## 第5章 監査等委員会

## (常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

#### (監査等委員会の招集通知)

- 第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
  - 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

## (監査等委員会規則)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第6章 計 算

## (事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。 (剰余金の配当)

第36条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

#### (中間配当)

第37条 当会社は取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

## (配当財産の除斥期間)

第38条 配当財産がその交付の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、 当会社はその交付の義務を免れる。なお、未交付の配当財産には利息をつ けない。

## 附 則

#### (監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第62期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度において免除することができる。